

不服申立て事案答申第 133 号の概要について

1 件名

職員が録音した審査請求人との電話の会話内容等の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 4 月 13 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの A 職員が録音した審査請求人との電話の会話内容(CD-R へ)」（以下「請求対象保有個人情報 1」という。）及び「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの審査請求人に関わる担当メモ及び A 職員が録音した審査請求人との電話の会話内容 (CD-R へ)」（以下「請求対象保有個人情報 2」といい、請求対象保有個人情報 1 及び請求対象保有個人情報 2 を併せて「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事（以下「知事」という。）が平成 30 年 4 月 27 日付けで、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして 2 件の不開示決定をしたところ、審査請求人は、「A 職員が、審査請求人との通話内容を録音したと公言した。所内で、他の職員が現認している中で録音されている状況から、組織で共有する前提で録音されていることは自明である。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 請求対象保有個人情報 1 について

請求対象保有個人情報 1 に係る開示請求書が総合窓口に提出された際に、受付業務を担当する愛知県県民文化部県民生活課職員（以下「県民生活課職員」という。）が審査請求人に確認したところ、B 福祉相談センターが管理している文書の開示を求める旨の回答があったため、県民生活課職員が、請求対象保有個人情報 1 に係る開示請求書下段の「担当課等」欄に「B 福祉相談センター」と記載したことであった。また、「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には「電話の会話内容 (CD-R へ)」と記載されていたことから、電磁的記録を求める趣旨と解した。

よって、請求対象保有個人情報 1 は、B 福祉相談センターが管理するもののうち、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間において C 児童相談センターの児童育成課長であった A 職員が、当該期間（以下「A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間」という。）に録音した審査請求人との電話による会話内容

の電磁的記録と解した。

イ 請求対象保有個人情報 2について

請求対象保有個人情報 2に係る開示請求書は請求対象保有個人情報 1に係る開示請求書と同様に、審査請求人から、B 福祉相談センターが管理している文書の開示を求める旨の回答があり、「電話の会話内容 (CD-R へ)」とも記載されていたことから、請求対象保有個人情報 2は、B 福祉相談センターが管理するもののうち、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの期間に作成された審査請求人に関わる担当者のメモ及び当該期間（以下「A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間」という。）において B 福祉相談センターの児童育成課長であった A 職員が録音した、審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録と解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 請求対象保有個人情報 1 の存否について

A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間に審査請求人からなされた電話による会話内容の電磁的記録は、児童に関する相談対応、児童記録票の作成及び管理などの相談援助活動に関するものだったが、当該相談援助活動の管轄について、児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下「指針」という。）第 3 章第 2 節に「子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）の居住地を管轄する児童相談所が原則として行う」と規定されていることから、指針における「児童相談所」の業務に相当する事務を担当し、審査請求人の居住地を管轄している C 児童相談センターが、審査請求人に係る相談援助活動を行っていた。

請求対象保有個人情報 1には「B 福祉相談センターが管理するもの」という内容があるが、前記のとおり、審査請求人に係る相談援助活動は C 児童相談センターが行っていることから、請求対象保有個人情報 1を、一職員である A 職員が B 福祉相談センターに異動したからといって、当該活動を管轄していない B 福祉相談センターに移すことではなく、実際にそういったことはなかった。

イ 請求対象保有個人情報 2 の存否について

(ア) A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間の審査請求人に関わる担当者のメモについて

B 福祉相談センターでは、審査請求人からの電話、書簡等について、B 福祉相談センターが弁護士に対して行った相談の要旨、意見又は助言の要旨等が記載されている相談結果報告書を除き、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、電話による問合せがあった際の会話を始めとする審査請求人に関わる内容について、上司に報告する際は口頭で済ませ、文書化することまではして

いなかった。

これは、審査請求人からの電話内容の多くが、平成 27 年度当時の A 職員を含む当時の C 児童相談センター職員が行った対応に納得していないことに関するものであったことから、B 福祉相談センターに関する内容ではなかったことに加え、そもそも児童又は障害者に関する相談への援助を主たる目的とする福祉相談センターの事務に関する内容ではなかったためである。

A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間の審査請求人に関わるメモは、今後の応対の参考のための備忘を目的として担当者が作成したことから、当該メモの内容を上司に口頭で報告したり、相談結果報告書に反映させたり、今後の応対には不要と考えた時点で、もはや備忘の用を成さないため必要ないとの担当者の判断により廃棄済みである。

また、相談結果報告書は、請求対象保有個人情報 2 に係る開示請求書のうち、請求対象保有個人情報 2 とは別の開示請求（「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 13 日までの審査請求人に関わる公文書」）に対して、対象保有個人情報として特定の上、一部開示決定済みである。

(イ) A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した審査請求との電話による会話内容の電磁的記録について

A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した審査請求との電話による会話内容の電磁的記録は、今後の応対の参考のための備忘を目的として A 職員が作成したことから、当該電磁的記録の内容を上司に口頭で報告したり、相談結果報告書に反映させたり、今後の応対には不要と考えた時点で、もはや備忘の用を成さないため必要ないとの A 職員の判断により廃棄済みである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 請求対象保有個人情報 1 について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、請求対象保有個人情報 1 は、B 福祉相談センターが管理するもののうち、A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した、児童に関する相談対応などの相談援助活動に関する審査

請求人との電話による会話内容の電磁的記録と解される。

イ 請求対象保有個人情報 2 について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、請求対象保有個人情報 2 は、B 福祉相談センターが管理するもので、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に作成された審査請求人に関する担当者のメモ（以下「担当者のメモ」という。）及び A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、A 職員が録音した、審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録（以下「A 職員が録音した電磁的記録」という。）と解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 請求対象保有個人情報 1 について

(ア) 児童相談センターの所管区域について

当審議会において指針を見分したところ、児童相談所は、「子どもに関する家庭その他からの相談に応じ…ること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的」とされており、その相談援助活動は、子どもの保護者の居住地を管轄する児童相談所が原則として行うこと（居住地主義）とされていることが認められた。

また、愛知県行政機関設置条例（平成 13 年愛知県条例第 52 号）では、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき児童相談所として設置する児童相談センターのうち、審査請求人の住所を所管区域とするのは C 児童相談センターであると規定されている。

(イ) 対象保有個人情報の存否について

前記(ア)から、A 職員が C 児童相談センターの職員であった期間に行われた審査請求人からの電話による相談援助活動を所管区域としていたのは C 児童相談センターであることから、一職員である A 職員が B 福祉相談センターに異動したからといって、当該異動前に録音した審査請求人との電話による会話内容の電磁的記録を、所管区域ではない B 福祉相談センターに移すことはないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 担当者のメモの存否について

実施機関によると、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に審査請求人からなされた電話による会話内容の多くは、C 児童相談センター職員が行った対応に関するものであるとのことであり、当該電話の応対は、B 福祉相談センターが所管区域となるものではないことが認められる。

したがって、B 福祉相談センターの担当者は、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に、電話による会話を始めとする審査請求人に関する内容について上司に報告する際は口頭で済ませ、文書化することまではしておらず、担

当者のメモについても、その内容を上司に口頭で報告し、相談結果報告書に反映させ、今後の応対には不要と考えた時点で、もはや備忘の用を成さないため必要ないとの判断により廃棄済みであるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ A 職員が録音した電磁的記録の存否について

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、A 職員が B 福祉相談センターの職員であった期間に A 職員が審査請求人との電話による会話内容を録音したのは、審査請求人への今後の応対について、正確な説明による反論や応対を可能とするための備忘とすることを目的に個人として録音したとのことである。

また、上記の目的のために A 職員は録音したが、審査請求人からの電話の応対について弁護士に相談した結果、それ以前とは異なり、正確な説明による反論や応対が不要となったことから、そのための備忘も必要ななくなったとの A 職員個人の判断により廃棄し、以後は録音もしていないとのことである。

以上のことからすれば、A 職員が録音した電磁的記録は上記の目的のために A 職員が個人的に作成し、保有していたものにすぎず、電話応対の変更により、もはや必要ないとの A 職員個人の判断により廃棄済みであるとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。